

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	令和元年度第1回東浦町環境審議会	
開催日時	令和元年7月30日（火）午前10時～午前11時30分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	三浦 雄二（経済建設委員会委員長） 水野 博隆（森岡地区コミュニティ推進協議会会長） 竹田 正巳（農業委員会会長） 山下 琢司（株式会社豊田自動織機刈谷工場） 児玉 吉史（カリモク家具株式会社） 小林 久枝（教育委員会教育長職務代理者） 藤井 敏夫（元愛知県環境部長） 木村 滋（公募） 祖山 薫（公募）
	事務局	平林 光彦（生活経済部長） 新美 英二（環境課長） 竹内 美登（課長補佐兼環境保全係長） 水野 恭志（環境課環境保全係主査）
欠席者	委員	中島 美枝（母の会会長） 成田 盛雄（商工会会長） 小林 幸子（卯の花くらしの会生活学校運営委員長） 竹内 園子（JAあいち知多女性部東浦地域部長） 園谷 益男（イオンモール東浦）
議事	議事1 会長及び副会長の選任について 議事2 東浦町の環境を守る基本計画の改定について（諮問） 議事3 東浦町の環境を守る基本計画の改定計画（案）とスケジュール（案）について 議事4 東浦町の環境を守る基本計画（中間見直し版）実施計画の平成30年度実績及び令和元年度目標について	
傍聴者数	1名	
備考		

環境課長：あいさつ

会議の公開の確認

傍聴者人数の確認（傍聴者 1 名）

会議録作成のための録音ならびに写真撮影の了承

生活経済部長：あいさつ

環境審議会委員を皆様にお願ひしたところ、快く引き受けていただき感謝する。

日頃から環境行政へのご協力についても感謝する。

本町では、本年度と来年度をかけ東浦町環境基本計画の改定を予定している。

本会議では、環境基本計画の改定に関することが 2 件、環境基本計画実施計画の報告が 1 件あるので、ご意見をお願ひしたい。

環境課長：本年度初めての会議であるため、委員の方の自己紹介をお願ひしたい。

委 員：（自己紹介）

事務局：（自己紹介）

環境課長：資料の確認

環境審議会成立の確認

委嘱書の配布及び任期の説明

次第 2 の会長及び副会長の選任について、東浦町の環境を守る基本条例第 12 条第 1 項の規定により、会長及び副会長を委員の互選により定める。会長の選任について推薦はあるか。

委 員：会長には、森岡地区コミュニティ推進協議会の水野委員を推薦する。

環境課長：他に推薦される委員はいるか。

いないようなので、拍手をもって水野委員を会長に承認とする。

委 員：（拍手）

環境課長：全会一致で、会長を水野委員にお願ひする。会長席への移動をお願ひする。

それでは、会長よりごあいさつをお願ひする。

会 長：あいさつ

本日も35℃以上の猛暑になると予想がされているが、昨日には全国で400人以上の方が熱中症と思われる症状で緊急搬送されたとニュースで報道されていた。また、ゲリラ豪雨なども局所的に発生しているなど地球温暖化が大きな要因であると思われる。

また、生物多様性から見れば、先日の「土用の丑の日」には、高くてもウナギ食べられない状況にあった。ウナギは絶滅危惧種に指定されており、私たちの食生活に影響を及ぼしている。環境問題は、世界規模の問題から廃棄物などの身近な問題まで幅広く取り組んで行く必要がある。委員の皆様の活発な意見をもらいながら、未来にツケを回さない東浦町の環境を守る基本計画を作成したい。

環境課長：以降の議事の取り回しを会長にお願いします。

会 長：副会長の選任を行う。推薦はあるか。

推薦がないので、経済建設委員会委員長の三浦委員を推薦する。異議がある委員はいないか。

委 員：（「異議なし」と呼ぶ声あり）

会 長：異議がないため、副会長は三浦委員にお願いします。副会長席への移動をお願いします。
それでは副会長よりあいさつをお願いします。

副 会 長：会長を補佐し、一所懸命に東浦町の環境を良くするために努力したい。

会 長：それでは、次の議題に入る。

次第3、議題（1）東浦町の環境を守る基本計画の改定について、令和元年7月1日に、町長より東浦町環境審議会へ東浦町の環境を守る基本企画の改定について諮問があったことを報告する。

諮問内容については、資料1の東浦町の環境を守る基本計画の改定についての諮問書の写しのとおりである。

次に、議題（2）東浦町の環境を守る基本計画の改定計画（案）とスケジュール（案）について事務局、説明をお願いします。

事務局：東浦町の環境を守る基本計画の改定計画（案）について説明する。まず、環境基本計画の改定の目的であるが、東浦町の環境を守る基本計画が令和２年度に計画期間が終了することから、町の環境に関する現状の把握と評価をし、現計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、新しい本町における環境保全に関する関連計画を策定する。

基本の理念については、「環境を大切にすまをめざし、地域の生活環境や自然環境から地球環境に至るまで、あらゆる環境を大切に」を基本的な理念、方向性及び目標とする。

見直しの期間は、令和元年度から令和２年度である。

策定する計画期間は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間である。

改定の内容は、１住民・事業者アンケートを実施する。東浦町の環境に対するニーズや環境問題への意識や取り組み等を把握するためにアンケート調査を実施する。

２各課・事業者とヒアリングを実施する。地球温暖化防止や環境保全などの課題解決のための方策等を把握するため、各課及び町内事業者とヒアリングを実施する。

３環境を考える会を開催する。アンケート調査の結果だけでなく、直接住民等から環境に関する意見等を聞く場としてワークショップを開催する。

４国や県における環境施策の動向を考慮した施策の検討を行う。努力義務となっている地球温暖化対策実行計画と生物多様性地域戦略を作成し、次期計画の項目に追加する。

つづいて、東浦町の環境を守る基本計画改定スケジュール（案）について説明する。

まず、令和元年度のスケジュールを説明する。

７月３０日の本日、環境審議会を開催し、環境基本計画の改定について町長より諮問があったことを報告した。

８月中旬からアンケート調査、各課とのヒアリング、事業者とのヒアリングの準備を行う。アンケートは、国・県の動向や環境に対するニーズなどからアンケートの項目を作成する。

１０月上旬からアンケート調査、各課ヒアリング、事業者ヒアリングを実施する。アンケートの対象者は、住民１,４５０名及び事業者５０社を無作為に抽出する。なお、事業者ヒアリングはアンケートを実施しなかった事業者から選択し、実施する予定である。

１０月中旬から１１月にかけて、環境を考える会を発足する。環境を考える会は、ワークショップ形式にて直接住民より意見を

聴く場として開催を計画している。

12月上旬から2月中旬は、アンケート調査、各課ヒアリング結果、事業者ヒアリング結果を分析し、環境を考える会にて意見や提案をもらう。環境を考える会は、公募などで参加者を募集する。11月から2月中旬までに3回開催を予定している。

2月下旬から3月は、環境を考える会での意見を整理し、アンケート調査、各課・事業者ヒアリングの結果をもとに環境基本計画の体制や骨子案を作成する。作成した骨子案は、行政経営会議にて報告する。

つづいて、令和2年度のスケジュールを説明する。

令和2年度は、日程がまだ決まっていないので内容について説明する。

令和2年4月から環境基本計画の体制・骨子案の検討を行い、環境基本計画案を作成する。作成した環境基本計画案は、環境審議会で審議し、最終的には答申を行う。本年度の環境審議会は、1回の開催を予定しているが、来年度は3回開催を予定しているので、出席をお願いしたい。

環境基本計画案は、12月に行うパブリックコメント、行政経営会議を経て、環境審議会で答申し、完成させる。完成した環境基本計画を全員協議会にて町議会議員へ報告し、令和3年3月に製本・印刷をする。

会 長：事務局から説明があったが、質問はあるか。

委 員：計画改定のスケジュールについて質問であるが、作成した環境基本計画は議会の議決は必要ないのか。

事務局：総合計画などは議会の議決が必要であるが、環境基本計画は、議会の議決が必要のない計画である。

委 員：議決は必要ないとのことだが、町議会議員からの意見はどのような会議で聴収するのか。

事務局：パブリックコメントにて、広く住民等より意見を求めるが、町議会議員からの意見は、パブリックコメントの中でお願いする予定である。全員協議会は、パブリックコメント等の意見をまとめて完成した環境基本計画について報告する。全員協議会での環境基本計画の修正は考えていない。

委 員：環境を考える会は、現計画作成時や中間見直し版作成時につい

でも開催したか。

事務局：中間見直し時には開催していないが、現計画作成時には開催したので、本年度より改定を進める基本計画でも環境を考える会を開催する予定である。

委員：環境を考える会は、委員会形式で行うのか。または、各地区に出て住民集会のような形式で行うのか。どのような形式を想定しているか。

事務局：委員会形式ではなく、参加者が数名のグループに分かれて意見を出し合う、ワークショップ形式で行う予定である。また、各地区に出向くのではなく、全町民へ案内をし、ファシリテーターを設けてなるべく多くの方の意見がもらえるような方法を考えている。

委員：環境を考える会は、3回開催すると説明があったが、参加者は毎回変更するのか。

事務局：1回では意見をまとめることができないので、毎回テーマを設けて、同じ参加者に意見を出してもらう。

委員：アンケートやヒアリングなどを経て作成した環境基本計画について、環境を考える会にて意見を集め、骨子案を作成するということで良いか。

事務局：良い

委員：アンケート調査は、無作為に抽出すると説明があったが、世代を考えて抽出するのか。

事務局：アンケート調査は、これから委託事業者と協議を行い実施することになるが、事務局としての考え方は、幅広い世代から意見を集めたいと考えている。世代ごとの回収率も異なっているため、回収率の高い世代のアンケート数を減らし、回収率の低い世代のアンケートを増やすなどを考えていきたい。

委員：アンケート調査の説明にて、国・県の動向や環境に対するニーズなどからアンケートを作成するとあったが、もう少し詳しく説明してほしい。

事務局：アンケートの項目は、国や県の動向や社会情勢などの情報を提供したうえで、アンケートに回答した住民が、環境問題等についての知識を得てもらうことを考えている。

また、東浦町が環境保全等について、どのような事業を行っているのかを住民がどの程度認知しているかについても確認できる内容としたい。

国の動向や県の動向に対し、東浦町がどのような方向性で皆さんに伝えているのかも含め、住民の認知度を調査していく予定である。

委員：世界の動向に対し、国や県がどのように動いているかをアンケートの中に入れるのではなく、事前に資料などで情報提供を行いアンケートに回答する方法が良いと考える。国も大きく変わるタイミングであるため、その内容について東浦町がどのような対応を行うのかを決めるベースとなるアンケートを作っていたきたい。

委員：環境基本計画の改定については、タイトなスケジュールになっていると考える。資料３は、全て文章となっているが、このスケジュールは矢印などを使用して図のようにすることで、全体の流れや関連性が視覚的に理解しやすくなる。この表を一度矢印にして整理すると良いのではないかと思う。

事務局：進捗管理をしていくうえで、わかりやすい方法で行うことが大切であると考えてるので、参考にさせていただく。

委員：パリ協定やプラスチック資源循環戦略などの計画期間が 2030 年までとなっている。地球環境問題がもっとも深刻になる年が 2030 年と言われているため、多くの環境関連計画の計画期間が 2030 年までとなっている。

今年度から改定を行う環境基本計画の計画期間も 2030 年となっているなど、世界の動向に一致している。このような背景を念頭に入れて環境基本計画の改定を行ってほしい。

委員：国が本年の 6 月に 2050 年以降に脱炭素社会を目指す地球温暖化に関する長期戦略を策定した。その前段階の 2030 年をどのような社会にしていくか。また、その先を見据えてどのような環境施策を実施していくかを考え、環境基本計画を作成してほしい。

事務局：委員の方よりご提案いただいたことについては、計画を作る際に念頭に入れて、未来を見据えた計画を作成していく。

会長：他に質問はないか。

次第４の報告（１）東浦町の環境を守る基本計画（中間見直し版）実施計画の平成３０年度実績及び令和元年度の目標について事務局、説明をお願いします。

事務局：東浦町の環境を守る基本計画（中間見直し版）実施計画の平成３０年度実績及び令和元年度目標について報告する。

環境行政の方向性を定めた東浦町の環境を守る基本計画は、平成２３年の策定から５年が経過し、本町を取り巻く状況や環境に関する社会の動向が変化したことから、平成２７年度に見直し、中間見直し版を策定した。環境基本計画の実施計画は、環境基本計画の施策を計画的に遂行するため、年度ごとの計画を立て進捗状況を把握している。

事業の評価方法については、計画に対する実施率が１００％は○、５０％から９９％は△、０％～４９％は×で評価している。

施策推進のためのその他の取組は、県の支援施策等の周知など町が主体となった事業ではないため、評価表の年度別計画と評価基準を変えている。

平成３０年度は、環境基本計画の７０施策に基づき、１８課が合計で１２３事業を計画した。そのうち１００％実施した事業は１２３事業であった。

東浦町の環境を守る基本計画の環境目標別の事業数・評価については次ページの評価表のとおりとなっている。

評価表の１ページは、環境基本計画見直し版の２７ページ、第４章施策別計画の環境目標１の「自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」に関する事業に関する施策を記載している。

評価表の左側より施策名、担当課名、環境に関する事業内容、事業目標があり、平成３０年度の事業内容及び評価を記載している。一番右端には、今年度の目標を記載している。

最後に今後の予定として、実施計画の平成３０年度実績については、町ホームページで公開する予定である。

会長：ただ今の説明の中で意見や質問はあるか。

委員：平成３０年度の実績を確認すると、具体的な数字を記載した項目とホームページでＰＲしたなどの実施結果を記載した項目の２種類ある。実績の表示の仕方、具体的な数字が入ってもよい

項目に数字が入っていない実績があるなど、あまい評価を行っていないか。

事務局：ご指摘のとおり、あまい評価になっている項目も中にはあると思われる。事業の中には、具体的な数字を定めることができない項目もあるが、具体的な数字が記入できる実績については、今後は数字を記入する。

委員：環境基本計画の目標値は、評価表の令和２年度に記載された内容であると考えるが、評価表には、平成３０年度の目標や令和元年度の目標も記載されているので、毎年目標を立てているということか。

事務局：毎年、年度ごとの計画を立て、実績報告を行うことで環境基本計画の進捗状況を把握している。

委員：１８ページの評価表のごみの排出量に対する資源ごみ量の割合の項目の平成３０年度目標は、２３．５％に対し、実績は１９．５％となっているがこれは目標の達成と言えるのか。

事務局：平成３０年度の目標は達成していない。

委員：先ほど事務局より、１２３事業が１００％達成した報告があったが、その回答とどのような関連があるのか。

事務局：ご指摘のとおり、実績にて目標値が達成していない項目があるにも関わらず、すべての施策で１００％達成したという説明は内容的におかしいと考える。しかし、ごみの排出量に対する資源ごみの割合という項目の目標を達成するために、施策を計画し、実施したことについては１００％達成している。このことより、事業内容と目標があまり関連していないということがわかる。今後、目標と事業内容、数値的な部分について見直しが必要であると思う。

委員：目標値が達成できていないにもかかわらず、次年度の目標値がさらに数値が高くなっている。企業でも昨年度より高い目標を掲げたいという思いはあるが、現実にはなぜ目標が達成できないのかを考え、その考えに基づき目標値を計画している。内容を吟味していかなくても、同じような数字を掲げていても目標が達成できないという結果となると考えるがどうか。

事務局：最終目標を達成するために年度ごとの目標値も計画している。環境基本計画には、最終目標を達成するための施策が記載されており、記載された施策を実施することで目標達成を目指していくこととなる。平成 30 年度に立てた計画を実施したが、目標は達成できなかった項目があり、ご指摘のとおり目標がなぜ達成できないかを考え、内容を吟味することは必要なことである。目標値が達成できなかったことを踏まえ、担当課へ今年度の施策の実施を案内していく。

委員：17ページの評価表のせん定枝のチップ化促進という施策に町が所有する粉砕機を住民に貸し出し、せん定枝の資源化の促進を行うとあるが、事業状況評価が本当に 100%であったのか。町から貸し出された粉砕機で粉砕している人を見たことがない。

事務局：町内ではあまり目にしたことがないかもしれないが、粉砕機を 3 台所有し、毎年数件の貸し出しを行っている。平成 30 年度の貸し出し件数は、この場では報告できない。利用率も低く、粉砕機を町が貸し出しを行っていることを知らない住民も多いと考えるため、周知方法についても考えていく必要がある。粉砕機の処理能力が、直径 3 cm 程度の枝を処理する能力しかないことも、利用が増えない理由であると思われる。

委員：目標値に対して実績が達成できていないにも関わらず、施策は実施しましたという評価を行っているのは、PDCAがうまく機能していない状況にあるといえる。目標が達成できていないことについて、施策の見直しを行い、次につなげることを行わなければ、今後も同じ結果となる。次期計画も同じように作成をしているのは、PDCAが機能しない計画となってしまうため、評価方法を検討する必要があるのではないかと。

事務局：ご指摘のとおり、計画として立てた将来目標に対し、施策を実施したが目標が達成できなかったということは、PDCAが機能している状況ではないと思われる。次期環境基本計画には、現計画の進捗管理でうまくいっていないことを改善し、計画を作成していきたいと思っている。

事務局：東浦町の事業については、行政評価を作成している。行政評価の作成時には、PDCAが機能しているかについても確認している。今回の報告書については、多少あまい評価であると思う

が、すべてあまい評価をしているわけではなく、行政評価では、今までの実績がわかるように評価しているので、行政評価も一緒に見てもらおうとよいと考える。しかし、2つを見比べることは難しいため、次期計画までにはこの評価表でも見やすいように改善していきたいと思っている。

委員：東浦町は、今年の4月よりごみ袋の有料化を実施したため、昨年度と今年度では、ごみの量に変化していると思われる。しかし、評価表では今までの目標や施策は変わっていないと思われる。4月からのごみ袋の有料化を実施して、計画が変わった箇所はあるのか。

委員：関連する質問であるので同時に、評価表17ページの「生ごみの堆肥化促進」という施策についてであるが、令和2年度の目標に生ごみ処理機、容器購入補助とある。今までは、補助があったが、現在は補助が打ち切りとなったと思う。ごみ袋の有料化が始まり、もう一度家庭で生ごみの堆肥化に取り組もうと考えている住民もいる。その声を聞いて今年度の目標に「生ごみ処理機、容器購入補助」という項目が残っているのか。また、マイバックの促進と目標にあるが、レジ袋を必要ないという前に商品をレジ袋に入れられてしまうことがある。町としてどのようにマイバックを促進するのか確認したい。

事務局：平成31年4月1日から、町指の定可燃ごみ袋の有料化を開始した。値段は、ごみ袋の大サイズで1枚10円くらいから45円へ変更した。4月から6月までの可燃ごみの量は、目標である20%削減まではとどかないものの、15~18%の削減効果は出ている。ごみ袋の有料化による施策や目標値の変更は行っていない。なお、ごみ袋の有料化の実績については、令和2年度に判明する。生ごみの堆肥化という施策に、容器購入補助と記載されているが、購入補助は平成29年度に終了している。住民の皆さんからは、購入補助を復活させてほしいという声も環境課に届いている。しかし、生ごみ処理費の購入補助は、平成20年度から開始しているが、近年では補助の申請件数も数件と少ない状況が続いていた。補助の効果は、一定の効果があったとして、平成29年度をもって補助制度を終了した。マイバックは、レジ袋をもらわずにマイバックを使用することで、レジ袋の削減を進める施策である。現在、国がレジ袋の有料化を行うという動きがあり、法律の制定を検討していることを聞いている。法律が制定されれば、どの店でもレジ袋が必要

であるか聞かれるようになるため、マイバックもそれに伴い普及すると考えている。環境課としてもマイバックの周知を続けて行きたいと考えている。

会 長：評価表の17ページの生ごみの堆肥化促進という施策の令和2年度目標に記載されている、「生ごみ処理機、容器購入補助」という文章は、削除するということで良いか。

事務局：生ごみ処理機、容器購入補助は削除する。

会 長：他に質問はないか。
ないようなので、以上で審議を終了する。
本日、皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただき、また長時間にわたり、熱心にご審議いただき、感謝する。これをもちまして、第1回東浦町環境審議会を閉会する。